

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人青井の杜外苑街づくり協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、歴史ある日本遺産・人吉球磨地域10市町村における、様々な業種業態会員の連携による自発的積極的活動で、国宝・青井阿蘇神社を中心とした観光振興及び賑わいのある街づくりを図り、ひいては地域発展、次世代への伝統文化の継承に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 歴史文化の継承に関する事業
- (2) 観光客の誘致促進及び受入に関する事業
- (3) 観光情報の発信に関する事業
- (4) 農林水産物の商品開発、加工、販売、ルート開発に関する事業
- (5) 観光資源の調査、開発、振興に関する事業
- (6) 物品販売に関する事業
- (7) 観光施設の管理運営に関する事業
- (8) 街づくり開発、振興に関する事業
- (9) 街づくりに関する調査コンサルティング施行事業
- (10) イベント企画、施行管理、運営に関する事業
- (11) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

《当会定款より一部抜粋》

## 会 員 規 約

(会費)

第3条 会員は、それぞれ1口以上の年会費を納入しなければならない。

年会費は、1口10,000円とする

(入会)

第4条 入会を希望するものは、所定の入会届を理事長に提出し、理事会の承認を得た後、年会費を納めることで会員となる。

2 以下に該当するものは入会を承認しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員の統制下にあるもの、又は暴力団の利益となる活動に関与しているものや、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
- (2) 露天商及び、それに準ずると認められるもの。
- (3) その他、理事会が会員として不適切と判断したもの。

《当会会員規約より一部抜粋》



一般社団法人  
青井の杜外苑  
街づくり協会

